

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）交付申請不承認決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成 31 年 3 月 29 日付けで行った精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法」という。）に基づく手帳の交付申請に対する不承認決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、請求人の精神障害の状態は、法施行令 6 条の障害等級のいずれかに該当するとして、本件処分の違法性、不当性を主張している。

- (1) 請求人は、国民年金・厚生年金保険年金証書及び厚生労働大臣の障害認定により、障害があると認定されている。
- (2) 請求人は、化学物質過敏症により精神的に異常（神経機能障害）という診断を受けている。さらに、神経眼科医からも請

求人には、失認性失読障害があるとされている。そして、高次脳機能障害の出現と神経変性（神経機能の低下）による眼の視床萎縮とは密接な関係性があることも認められている。

(3) そして、請求人の障害年金の診断は、（化学物質過敏症を原因とする）神経学的障害による異常であり、特に視神経が破壊されており、視神経と延髄に炎症を繰り返すことにより、高次脳機能障害が発症する仕組みも解明されている。

(4) 以上のことから、請求人の神経学的障害と精神障害には因果関係が認められる。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 元年 12月23日	諮問
令和 2年 2月21日	審議（第42回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法45条1項は、精神障害者は、厚生労働省令で定める書類を添えて、その居住地の都道府県知事（以下「知事」という。）に手帳の交付を申請することができることと定め、同条2項は、都道府県知事は、手帳の交付申請に基づいて審査し、申請

者が「政令で定める精神障害の状態」にあると認めるときは、申請者に手帳を交付しなければならない旨定めている。

- (2) 法45条2項の規定を受けて、法施行令6条は、1項において、「政令で定める精神障害の状態」は、3項に規定する障害等級に該当する程度のものとし、3項において、障害等級は障害の程度に応じて重度のものから1級、2級及び3級とし、各級の「精神障害の状態」については別紙の表のとおりと規定している。
- (3) 法施行規則23条2項は、法45条1項の規定にいう手帳の交付申請に添付すべき「厚生労働省令で定める書類」として、①精神保健指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師の診断書、又は②障害基礎年金、障害厚生年金又は障害共済年金等の「精神障害を支給事由とする給付を現に受けていることを証する書類の写し」、及び③精神障害者の写真を掲げている。
- (4) 「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」（平成7年9月12日健医発第1132号厚生省保健医療局長通知。以下「実施要領」という。）によれば、知事は、精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けていることを証する書類の写しが添付された手帳の交付申請については、精神保健福祉センターによる判定を要することなく手帳の交付を行うものとされ、この場合、年金1級であれば手帳1級、年金2級であれば手帳2級、年金3級であれば手帳3級であるものとする。また、交付の可否の決定に当たっては、必要に応じ、申請者から同意書の提出を求め、年金事務所又は共済組合に精神障害の状態について該当する等級を照会する、とされている（実施要領第2・3・(3)）。

法45条各項の規定により知事が行う事務は、地方自治法2

条 8 項の自治事務であるところ（法 5 1 条の 1 3 第 1 項参照）、実施要領の上記各定めは、手帳の申請に対応する事務に関する地方自治法 2 4 5 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言に当たるものであり、その内容も合理的で妥当なものとして解される。

- (5) 厚生年金保険法 4 7 条 2 項は、障害厚生年金の障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから 1 級、2 級及び 3 級とし、各級の障害の状態は、政令で定めるとし、これを受けて同法施行令 3 条の 8 は、障害等級の各級の障害の状態は、1 級及び 2 級についてはそれぞれ国民年金法施行令別表に定める 1 級及び 2 級の障害の状態とし、3 級については別表第一に定めるとおりと規定する。なお、国民年金法施行令別表及び厚生年金法施行令別表第一のうち、精神の障害に関連する部分を抜粋すると、下記のとおりである。

障害の程度		障 害 の 状 態
1 級	1 ないし 8	(視力・聴力障害及び肢体不自由に係る障害のため、省略)
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	(身体又は精神の障害が重複する場合であるため、省略)
2 級	1 ないし 14	(視力・聴力障害及び肢体不自由に係る障害のため、省略)
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	(身体又は精神の障害が重複する場合であるため、省略)
3 級	1 ないし 11	(視力・聴力障害及び肢体不自由に係る障害のため、省略)
	12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	13	精神又は神経系統に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの
	14	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働

		が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生労働大臣が定めるもの
--	--	--

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

請求人は、本件申請に係る添付書類として、国民年金・厚生年金保険年金証書の写しを提出しているが、これは、法施行規則23条2項2号及び28条1項が規定する「精神障害を支給事由とする給付を現に受けていることを証する書類の写し」（1・(3)の②）として提出されたものと解されるところ、同写しによると、請求人が精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けていることは明らかではない。そのため、処分庁は、日本年金機構中央年金センター長に対し、請求人の同意書を添えて本件照会を行ったものと認められ、同センター長からの本件回答によって、請求人は、精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けている者とは認められなかったことが認められる。

そうすると、本件処分は、前記1の法令等の定めに基づいて行われたものと認められるから、違法、不当な点はないといえることができる。

3 請求人の主張について

請求人は、第3のことから、本件処分の違法、不当を主張している。

しかしながら、請求人が精神障害を支給事由とする年金給付を現に受けていないことは明らかであつて、本件処分に、違法、不当な点がないことは、前記2のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできないといふほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙 (略)